

## 嘉手納基地へのF - 22Aラプター戦闘機の一時的配備に関する意見書

嘉手納基地報道部は5月12日、米バージニア州ラングレー空軍基地所属の最新鋭ステルス戦闘機F - 22Aラプター戦闘機12機を、5月から約4か月にわたり、嘉手納基地に一時的配備すると発表した。

本町議会は、同機の配備については基地機能の強化につながることから、配備中止の要請、抗議決議を行ってきたが、今回、再度の配備計画は常駐化に向けての準備であると言わざるを得ない。

同型機は、去る3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こした。その原因究明が公表されていない中で今回の一時的配備は、墜落の不安や更なる騒音被害の増加につながるものであり、基地周辺住民は強い憤りを覚えている。

近年の嘉手納基地の状況は、即応訓練、パラシュート降下訓練、外来機の飛来増加による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 F - 22Aラプター戦闘機及び外来機の一時的配備を中止すること。
- 2 外来機の飛来状況を速やかに公表すること。
- 3 米軍再編協議における負担軽減を速やかに実施すること。
- 4 騒音防止協定を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年5月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長